

件 名	地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程の一部改正について
内 容	<p>1 改正の必要性</p> <p>現在、医療社会事業士、社会福祉士、精神保健福祉士に対し、被服貸与規程により「白衣」を貸与しているが、患者に接することが多いことから作業の容易さを求める声や白衣では体温調整が難しいことなど、「作業衣」を希望する職員が多くなってきている。</p> <p>更に、北病院においては、被服貸与規程により精神保健福祉士にも「白衣」以外に「ケーシー若しくは作業衣」を貸与していることから、中央病院においても同様に扱うことが望ましい。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 別表第1(2条関係)の中央病院の品目を一部改正する。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療社会事業士、社会福祉士、精神保健福祉士の「白衣」を「白衣(又はケーシー若しくは作業衣)」とする。
施行期日	令和8年1月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程 新旧対照表（令和8年1月1日施行）

新		旧	
別表 1	職種等	別表 1	職種等
医療社会事業士	品目	医療社会事業士	品目
社会福祉士	白衣（又はケージン若しくは作業衣）	社会福祉士	白衣
精神保健福祉士		精神保健福祉士	

別表1 (第2条関係)

中央病院

職 種 等	品 目	数 量 / 人	貸 与 期 間	備 考
医 師	診察衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	1年目に4着貸与
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
研 究 員	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
薬 剤 師 業 務 員 (薬 剤 部)	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
放 射 線 技 師	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
臨 床 検 査 技 師 業 務 員 (検 査 部)	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
視 能 訓 練 士	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
臨 床 工 学 技 士	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
歯 科 衛 生 士	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	シューズ	1	1	
栄 養 士	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	白ズボン	3	2	〃
	調理用帽子	3	2	〃
	シューズ	1	1	
医 療 社 会 事 業 士 社 会 福 祉 士 精 神 保 健 福 祉 士	白衣(又はケーシー若しくは作業衣)	3	2	〃
	シューズ	1	1	